

酒田市クリーンセンター及び浜田中継ポンプ場
ストックマネジメント実施計画策定業務委託

特 記 仕 様 書
(実施)

酒田市上下水道部

1 共通仕様書の適用

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書のほか、山形県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書（令和6年10月版）」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書は、以下ホームページで参照できる。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（委託業務）

2 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1章 総則

第1条 業務名称

酒田市クリーンセンター及び浜田中継ポンプ場ストックマネジメント実施計画策定業務委託

第2条 履行場所

酒田市東泉町二丁目地内ほか

第3条 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

第4条 適用の範囲

本特記仕様書は、酒田市長（以下、「発注者」という。）が発注する「酒田市クリーンセンター及び浜田中継ポンプ場ストックマネジメント実施計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第5条 業務内容

本業務内容は、以下のとおりとする。

本業務は、「酒田市下水道ストックマネジメント計画(終末処理場・ポンプ場編)令和7年3月改定」における個別施設の改築計画を策定する業務である。

第6条 受発注者の責務

受発注者の責務は、共通仕様書第1103条に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2 受注者は、業務内容の変更において、調査職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3 発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内（休日等を含む）に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。

第7条 管理技術者に対する要件

- 1 管理技術者については、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者であること。
- 2 管理技術者等の通知の際には、資格、雇用関係（契約日以前に3か月以上）等が証明できる書類を提出すること。

第8条 照査技術者に対する要件

- 1 照査技術者については、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者とする。

- 2 照査技術者等の通知の際には、資格、雇用関係（契約日以前に3か月以上）等が証明できる書類を提出すること。

第9条 照査技術者の配置及び照査

照査技術者の配置及び照査の実施は、共通仕様書第1108条に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 共通仕様書第1108条第2項（3）でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議の上作成するものとする。
- 2 照査技術者は、本特記仕様書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

第10条 照査技術者による報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、設計業務等共通仕様書第1108条第2項（6）に規定する照査報告書を取りまとめ、管理技術者を通じて発注者へ提出しなければならない。

第11条 配置技術者の確認

- 1 受注者は、業務計画書（共通仕様書第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 テクリスに登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告、連絡、調整等を行い、本業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが本業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外がテクリスへ登録された場合についても、同様とする。

第12条 テクリスについて

受注者はテクリスにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、調査職員から確認を受けるものとする。

なお、「登録内容確認書」については、テクリスから受注者にメールが送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

第13条 打合せ等

本業務に係る発注者と受注者の打合せは、業務着手時、中間（1回）、完了時の計3回とし、全ての打合せに管理技術者が立ち会うものとする。なお打合せの2日前までに、打合せ時に使用する資料については調査職員に提出するものとする。

なお、打合せ等は、共通仕様書第1111条第2項に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 打合せ記録簿については、受発注者間で相互に確認するものとする。また、打合せ記録簿は、一覧表を作成し、要旨、指示、協議等の内容が分かるようにすること。併せて、打合せ記録簿及び打合せ記録簿一覧表は成果報告書に一括して綴り込むものとする。
- 2 中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せの回数を変更できるものとする。なお、打合せ回数は対面またはWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは、そのみでは回数として数えないものとする。

第 1 4 条 業務計画書

- 1 業務計画書は、共通仕様書第1112条に定めるほか、共通仕様書参考資料の「業務計画書作成要領（案）」により作成するものとし、当初打合せ後、速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、共通仕様書参考資料の「業務工程表」を参考に、業務工程表（エクセル形式）を作成し、業務計画書とともに提出するものとする。また、作成した業務工程表は受発注者間で共有し、変更があればその都度更新し、情報共有するものとする。

第 1 5 条 資料の貸与

本業務を遂行するにあたって必要となる資料については、調査職員と協議を行い貸与するものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

第 1 6 条 関係機関との調整・協議

受注者は、関係機関との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第 1 7 条 再委託

受注者は、共通仕様書に規定する主たる部分の業務を第三者へ再委託することはできないものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合には軽微な部分の業務について再委託できるものとする。

第 1 8 条 情報セキュリティ

- 1 受注者は、本業務の各種情報の取扱いに関し、適切な流出防止策を講じなければならない。
- 2 本業務に係るデータ等（受注者が作成したものを含む。）は、個人（本業務の従事者を含む。）所有のパーソナルコンピュータ等で持ち運び、作成し、又は編集してはならない。

第 1 9 条 成果物の提出

- 1 受注者は、業務が完了したときは、成果物を完了通知書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- 2 成果物の提出部数は、紙及び電子データで2部ずつとする。電子データは報告書データをCD-Rに保存する程度で良い。報告書のとりまとめはPDFファイルで行い、報告書の

各ページ、報告書の添付資料、参考資料はWord、Excel、CADなど編集が可能なファイルで提出する。また、基準等で特に記載の無い項目等については、調査職員と打合せのうえ決定する。

第20条 契約不適合責任

- 1 発注者が当該目的物の引渡しを受けた後において、目的物に本契約内容に適合しないものがあることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその本契約内容に適合しないものの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求できるものとし、受注者が負うべき責任は、検査に合格したことをもって逃れるものではない。
- 2 本契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求は、目的物の引渡しから2年以内に行わなければならない。ただし、目的物の本契約内容に適合しないものが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求できる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- 3 発注者が成果物の引渡しの際に本契約内容に適合しないものがあることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求をすることができないものとする。ただし、受注者が本契約内容に適合しないものがあることを知っていたときはこの限りではない。

第21条 書面による変更契約の手続き

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

第22条 委託料の支払い

受注者は、発注者が行う検査に合格したときには、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとし、発注者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第23条 保険加入

受注者は共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第24条 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2 作業依頼の配慮

- ① 作業内容に見合った作業期間を確保する。

- ② 休前日（金曜日など）に休日明け日（月曜日など）が期限日の依頼をしない。
- ③ 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3 ワンデーレスポンスの再徹底

- ① 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4 電子メール等の活用の再徹底等

- ① 受発注者間の連絡は、電子メール等の活用を徹底する。
- ② 電子メールは、担当者間だけのやり取りとならないよう、発注者の副担当や管理技術者をあて先に含めて送付し、協議等の内容を共有するものとする。

5 留意事項

緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を得る。

第25条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

第26条 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1条 一般的事項

受注者は、本業務の実施に当たり、地域社会の動向、上位計画、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

第2条 図書作成基準等

受注者は成果品の作成に当たっては、特に指示のない限り本特記仕様書に基づき、図書作成業務を行わなければならない。

第3条 業務計画等

業務にあたっては、以下に留意し計画を行うこと。

- 1 受注者は、発注者より提供された資料、受注者が調査収集した資料及び関係者との打合せ結果等を十分検討した後、関係法令等を遵守し、下水道用設計標準歩掛表（令和7年度 第3巻 設計委託）の「標準業務内容」を参考に本業務を行うものとする。
- 2 受注者は、下水道法、水防法その他の関係法令に基づき、特記仕様書に定められていない項目で必要な業務がある場合は、あらかじめ発注者に対して協議を行うものとする。

第4条 業務の内容

本業務の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 施設諸元

(イ) 処理場

- ① 供用開始年月：昭和54年10月
- ② 名称：酒田市クリーンセンター
- ③ 位置：酒田市東泉町二丁目地内
- ④ 排除方式：一部合流式
- ⑤ 計画能力：晴天日最大処理能力 22,700m³/日
雨天日最大処理能力 128,300m³/日

(ロ) ポンプ場

- ① 供用開始年月：昭和47年7月
- ② 名称：浜田中継ポンプ場
- ③ 位置：酒田市浜田二丁目地内
- ④ 排除方式：合流式
- ⑤ 計画能力：汚水 0.3 m³/秒
雨水 7.145m³/秒

2 作業項目

作業項目	作業内容
1-1 施設情報の収集・整理	[改築・修繕に関する情報の収集・整理] 経過年数、標準耐用年数、改築費用、健全度、運転及び水質記録等の収集整理

1-2 施設情報の作成	収集材料から小分類単位の施設情報（施設台帳）を作成 構造、形状寸法、形式、能力、台数、取得価格、設置年度その他の施設 情報の電子データ化（データベース構築は含まず）
1-3 現地調査	施設の目視等による概略確認
2-1 （基本方針）優先順位の検討	関連計画を考慮した修繕・改築に関する優先順位を検討、設備群の優先 順位を検討
2-2 （実施計画）対策範囲の検討	設備の重要性や最適な改築シナリオの事業費を考慮した対策範囲の設定
2-3 （実施計画）改築方法の検討	設備単位の対策検討、設備群としての総合的検討
2-4 （実施計画）実施時期と概算費 用の検討	各検討結果を踏まえ概ね5～7年程度の修繕・改築の実施時期を定め、 概算費用を算出2-3を踏まえた改築計画の策定
2-5 （実施計画）修繕・改築計画の とりまとめ	上記検討結果を改築計画としてとりまとめ
3 照査	施設情報の収集・整理内容、修繕改築計画策定の検討内容、ストックマ ネジメント実施方針の内容等に関する照査
4 報告書作成	収集資料、各種検討内容を整理し報告書を作成

3 対象設備諸元

対象設備は以下のとおりとする。

【酒田市クリーンセンター】

- 汚泥処理棟 汚泥処理設備-汚泥脱水設備、汚泥貯留設備、汚泥消化タンク設備、調質設備
付帯設備-脱臭設備、配管類
電気計装設備-受変電設備、制御電源及び計装用電源設備、負荷設備、監視制御設備
- 管理本館 電気計装設備-受変電設備、制御電源及び計装用電源設備、監視制御装置
- 機械濃縮棟 電気計装設備-監視制御装置
- 滅菌棟 電気計装設備-監視制御装置
- エアレーションタンク(合流) 電気計装設備-監視制御装置
- エアレーションタンク(分流) 電気計装設備-監視制御装置
- 沈砂池ポンプ棟(分流) 電気計装設備-監視制御装置

【浜田中継ポンプ場】

- 浜田中継ポンプ場 ポンプ設備-雨水ポンプ設備
電気計装設備-監視制御設備、計測設備、負荷設備、自家発電設備

4 対象資産諸元

対象資産は以下のとおりとする。資産詳細は契約後に発注者から資料を提供する。

- 酒田市クリーンセンター(管理汚泥棟)
機械設備 71資産 電気設備 28資産
- 浜田中継ポンプ場関連
機械設備 3資産 電気設備 35資産
- 酒田市クリーンセンター(CRT 監視制御装置)
機械設備 0資産 電気設備 19資産

※対象資産点数は、発注時点の参考数とする。

第5条 留意事項

本業務の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- 1 改築対象機器の点検・調査結果については、発注者にてとりまとめを行い、令和7年12月末頃受注者に対して資料提供を行う。
- 2 成果品は、県構想における「広域化・共同化計画」、酒田市公共下水道事業計画（酒田処理区）、酒田市下水道ストックマネジメント計画等の各種計画と整合を図ること。
- 3 成果品の作成に当たっては、参考文献、資料名を明記するとともに、引用の根拠などを明確にすること。

第6条 まとめと照査

受注者は、業務計画書に基づき、作業項目における方針の確定並びに作業内容の照査を行わなければならない。

第3章 参考図書

第1条 本業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（株式会社日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引（一般財団法人全国建設研修センター）
- (3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（公益財団法人日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) 新都市計画の手続（公益財団法人都市計画協会）
- (11) 都市計画運用指針（国土交通省）
- (12) 下水道経営ハンドブック（公益社団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (14) 新・事業計画のエッセンス（国土交通省）
- (15) 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- (16) 雨天時浸入水対策ガイドライン（国土交通省）